

明治時代における文部省訓令とスポーツ事情

A instruction by the ministry of education and sports circumstance in Meiji

西山勝次
Katsuji Nishiyama

序文

教育の場にスポーツが入ってきたことは、明治教育の特色でもあった。このことは周知のことであると思うが、その主流は、教育機関としては、大学や、旧制高校、高専校であった。外国からスポーツが教育機関に入ってきたことにより、或る人は健康向上の糧と考えたり、或人は心情的に毒物と考えたり種々の様相があった。今般産業研究所特別研究費により「明治ニュース事典全九巻」を購入することができたので、教育機関とスポーツの関係、教育機関の社会化の問題点を知り得た。さらにスポーツが持つ人間形成への原則をも知り得た。

スポーツにおける人間形成が、どのようにできるかどうかについて、大阪産業大学論集開学二十周年記念号に発表した。今回は明治時代の新聞記事によって、文部省よりの指示を中心にして、当時の人間形成に対する重点がどのようであったについて、体育やスポーツの場に対する要求度がどのようであるかを中心としてみた。

人間が、社会形成をなした時から社会の中で、集団の中で生きるためには、社会の中で生きられる人間とならなければならない。仕事をすることによって、社会に奉仕しなければならない。そこに集団の規律が生まれる。そこを踏みはずすとき罰則が生まれる。

原始社会においては、宗教が、教育と罰を与え、集団の意志に副い得ない者は、奉仕を怠っている者であり、個の役目と集団の役目の関係が遅滞することなく円滑に行われることによって社会の存在が成り立つ。旧来からそこに人間形成の重要性があるのである。

教育の中にあるスポーツ活動が、何がしかの人間形成に役立つことを考えなければならない。ここに体育、スポーツにおける人間形成の大きな問題がある。

明治時代は、外国の文化（政治、経済、宗教、教育、交通、通信等）を吸収することが重要であり、それにより国内の文化を充実させるために消化、吸収をはかった。就中、教育の一環として教育機関には養生、体操と云う名称で教科として存在した。また、一方では教科外の身体活動として、スポーツ活動が移入された。両方の若干の例を挙げて考察する。

新聞掲載記事の若干例

I. 明治時代の文部省訓令

〔地方教育事情を知るために新聞を購入（明治二十一年十月十七日 東京日日）〕

文部省にて従来、各地方教育上の状況を調査するには、主として各地方庁学務課が、毎年一回ずつ具申する学事年報、及び各学区受け持ちの視学官が巡回せし復命報告等に止まり、その他は私立教育会雑誌などに就き推測せらるるにすぎざりしが、かくては地方実際の教育状況を知るに不十分なりとて、このほどより府下はもちろん、各地方の新聞紙中重なるものをことごとく買い上げられ、特に新聞検閲掛りをおき、教育上に関する事項を一々査閲せしめらるる事となりし由。近来各府県とも、教科書撰定事件に関して民間に種々の苦情も尠ならず。その他にも注目を要すべき事情ある時に際して、下情上達の最好方便を取らるるは、至極結構なる思い附きと云うべし。

〔学生、生徒の体力検査に基準を定める（明治二十二年一月十五日 官報）〕

文部省においては従来各直轄学校にて、学生、生徒の体格を検査するに、一定の標準なく、時期もまた一様ならずして、調査上不便尠なからざるにより、今般その表式を定めしが、今後毎年四月同表式により、学生、生徒の活力を検査して、翌月中にその成績表を差し出すべく、また帝国大学を除くの外、入学試験の際施行する体格検査の儀も、大約右に準じて施行し、その成績表を差し出すべき旨を、各直轄学校に訓令せり（文部省）

〔視学官の五学区分担を廃し随時派遣（明治二十六年二月九日 東京日日）〕

文部省が全国の学区を大別して五となし、五名の視学官をして各々その一区ずつ受け持たしむるの制を廃して、視学官の学事巡視は文部大臣の見込みにより適宜の視学官を以って随時必要の地方に派遣することに改めたりは、近日の事なりしが、昨日の官報を以って、小学官を長崎県下五島、対馬、壱岐へ、樺視学官を沖縄県及び鹿児島県下大島へ、いずれも巡回の途に就く由なるが、今派遣の用向きなりというを聞くに、右は、昨明治二十五年四月二十九日勅令第四十号を以って発布せられたる市町村制を施行せざる地方の小学校規程を実施するための取調べにして、今回両視学官の巡回を命じられたる地方に対しては、明年四月より同規程に準拠して普通教育を実行することに決したるより、これが準備の事項に関しては、既に所轄地方庁に在って調査研究を遂げたる上、文部大臣の手許に具申せるものもなきにあらざり。さりながら右の地方殊に沖縄県下の諸島及び対馬の^{しゅうへん}陬辺のごとき、全く内地と言語風俗を異にせる島国に対し、初めて普通教育を実施するの一事は、最も慎重を加うべき事柄にて、決して軽忽に附し去るべきにあらざるを以って、今また視学官を派遣して、綿密に同地の風俗、習慣、人情等を取調べしめ、以って適當の学制を定めんとの趣意に出でたるなりという。

〔学校規律を守らない生徒を嚴重処分（明治二十六年五月三日 時事）〕

文部省訓令第四号（北海道庁、府県）

公立学校生徒にしてその学校職員に辞職を勧告し、または上司に対しその学校職員の免職、転職を要請するものは、学校の規律に背くものとし、当該学校に於て用いる所の懲罰の例規に

照らし、嚴重に処分をなすべし。明治二十六年五月二日 文部大臣 井上 毅

〔三大節以外の祭日儀式は各学校の任意（明治二十六年五月六日 朝野）〕

〔女子の就学必要、教科目に裁縫を加える（明治二十六年七月二十三日 時事）〕

文部省訓令第八号（北海道庁、府県）

普通教育の必要は男女に於いて差別あることなく、かつ女子の教育は、将来家庭教育に至大の關係を有するものなり。現在学齡児童百人中、修学者は五十人強にして、その中女子はわずかに十五人強に過ぎず、今不就学女子の父兄を勧誘して、就学せしむることを怠らざるべきと同時に、女子のためにその教科をますます実用に近切ならしめざるべからず。裁縫は女子の生活に於いて最も必要なるものなり、故に地方の情況により、なるべく小学校の教科目に裁縫を加うることを要す。裁縫の教員、正当の資格ある者を得難き場合に於いて、一時雇い員を以てこれに充つるも妨げなしといえども、その人の性行に関して、採用の際深く注意を加えんことを要す。右 訓令す。 明治二十六年七月二十二日 文部大臣 井上 毅

〔「君が代」などの祝日歌をきめる（明治二十六年八月十二日 官報）〕

〔義務教育延長に関する牧野文相の訓令（明治四十年四月十七日 官報）〕

文部省訓令第六号（北海道庁、府県）

近年我が邦教育の進歩に伴い、師範学校の現行規定中改正の必要を感じるもの尠ならず。殊に今回義務教育の年限延長せられたるに際し、適良なる教員の養成を要することますます切なるに至れり。これ師範学校に関する従来単行の諸規程を総括して、新たに師範学校規程を制定せる所以なり。今左に、その改正の要旨と施行上注意すべき事項の一斑とを挙示する所あるべし。師範学校の学科に就きては、本科を第一部及び第二部に分かち、従来の簡易科はこれを廃止することとせり。しかして第一部に於いては、女生徒の修業年限を男生徒と同じく四箇年とし、また予備科の修業年限を一箇年と定めたり。けだし従来本科卒業者に与えたる小学校教員の資格は、男女によりて差異なきに拘わらず、その修業年限を異にせるは、女子教員の発達なお幼稚なりし時代に於いて、^{まこと}扈にやむことを得ざるに出でたるものなりといえども、今やその進歩、発達著しく、かつ教職の女子に待つものようやく切ならんとするの形勢に徴し、優良なる女教員養成の必要を認めたるを以て、本規程に於いては、男女共にその修業年限を同一ならしめたり。また第二部に於いては、主として中学校または高等女学校の卒業者を入学せしめ、これに一箇年もしくは二箇年必要なる教育を施し、以て第一部に於けると同等の成績を挙げしめんことを期せり。従来これらの学校卒業者にして、小学校に教員たる者尠ならずといえども、教授訓練に関する智識、技能未だ十分ならざるものあり。近年地方によりては、短期の講習科を設くるものなきにあらず、しかもその期間、学科目、教授時数のごとき、正教員養成の機関としてはすこぶる不完全たるを免れず。これ今回一定の課程の下に新たに第二部を設け、正教員養成の途を聞きたる所以なり。しかれども正教員の不足は、一朝一夕にこれを補充し得べきにあらざるが故に、第二部を設置するがために第一部の縮小を図るがごときは、本規程を設けたる旨趣に副わざるものとす。しかしてもし第二部に於いて、毎年一学級を編制するに足るべき生徒数を得難きときは、男女生徒の各学級を隔年交互に設け、または講習科と交互にこれを設くる等、便宜の方法により、いやしくも中学校または高等女学校の卒業生にして

小学校教員たらしとする者は、なるべく遺漏なくこれを收容して、以って第二部を設くべきなり。高等小学校卒業者をして、直ちに師範学校に進入することを得しむるは、学校の系統上適當のことなるのみならず、一面には優秀なる生徒を得んがために最有效の方法たり。これ今回本科第一部の入学資格中に、修業年限三箇年の高等小学校卒業者を加え、また予備科の修業年限、学科程度等を一定して、高等小学校第二学年修了者との連絡を計りたる所以なり。しかして修業年限三箇年の高等小学校は、当分その数なお多からざるべきを以って、地方長官はなるべく予備科の施設を企図せんことを望む。小学校教員講習科は、現に小学校教員たる資格を有する者に、必要なる補習をなさしむるを以って本体とし、特別の必要あるときは、尋常小学校教員養成のためにこれを設くるを得ることとし、かつその講習期間に関する制限を定めたり。今や小学校令の改正により、従来尋常小学校教員の資格を有する者といえども、将来の尋常小学校教員としては、学力の不足を免れざるに至るべきが故に、これら教員のため特に講習科を設け、学力の補習を計ることは、今日の最も急務とする所なり。学科目に就きては、社会の趨勢と従来の経験とに徴して、本科第一部の男生徒に対し、新たに法制及び経済を加え、また男女生徒を問わず手工を必修せしむることとし、英語は男生徒に対しては必設科目とし、女生徒に対しては、これを加設することを得せしめ、ともに随意科目となせり。しかして法制及び経済は当分の内これを欠くことを得せしめ、なおその実施に就きては準備を要するものあり、他日更に訓示する所あらんとす。また英語は元来学習に困難なる学科目なるを以って、学力に余裕ある者または語学の材幹ある者のこれを修むるは、もとより妨げなしといえども、いたずらに世の流行に倣いてこれを学習するがときは、深く戒むべきことにして、学校職員をして指導その方を誤らしめざらんことを要す。本科第二部は、高等普通教育を終われる者に対して短期の師範教育を施し、以って教員たるに適せしめんとするものなれば、この旨趣に基づきその学科目及び程度を配当、規定せり。故にこれを授くるには、主として既得の知識、技能に基づきてこれを統合補習せしめ、殊に小学校に於ける教職に関し、必要なる事項を習得せしむることに注意せざるべからざるなり。師範学校に於いては、生徒に学資を支給するは、その本則とする所なれども、地方により入学志願者の多少、生活程度の高低等もとより同一ならざるが故に、全国画一の制によることを要せざるのみならず、現今の状況に就きとこれを考うるときは、学資の金額に差等を設けて、必要に応じ適度にこれを支給し、しかしてその節約し得たる所は、以って女生徒の修業年限延長等に要すべき経費を補い、または生徒の員数を増加する等、他の需要に充てんがため、学資の種類、金額はこれを地方長官の適當なる措置に一任せり。また従来の経験に徴するに、卒業者の服務年限は長きに失する嫌いなきにあらざるを以って、本規程に於いては、その年限を減縮したり。附属小学校及び附属幼稚園に就きては、特別の事情あるときは、市町村立小学校及び幼稚園または私立の幼稚園を以って代用することを許せり。これ将来師範学校の増設または生徒の増加に伴ない、附属小学校または附属幼稚園を設置し、もしくはこれを拡張するの必要あるに際し、土地の情況、地方経済の緩急により、便宜の施設をなすことを得せしめ、教育及び保育の実習上支障なからしめんがためなり。また附属小学校に於いては、規程に示せる学級の外、なるべく盲人、啞人または心身の發育不完全なる児童を教育せんがため特別学級を設け、これが教育の方法を攻究せんことを希望す。けだしかくのごとき施設は、従来未だ多く見ざりし所なりといえども、教育の進歩と文化の発展とに伴ない、将来に於いてはその必要あるを認むるを以ってなり。要するに今回改正の要旨は、小学教育の發達

に伴ない、その源泉たる師範教育の内容を改善し、いっそう優良なる小学校長及び教員を得、兼ねてその不足を補充するに足るべき人員を養成せしめんとするに外ならず。しかして諸般の施設に関し、教育上障害なき範囲内に於いて節約利用の方法を講じ、以って多数の生徒を養成せんこと最も希望に堪えざるなり。すなわち土地の情況に応じ、私費生及び女生徒の員数を適度に増加すること、教育に妨げなき限りに於いて、校舎の利用度を増加し教員勤務の繁閑を考え、便宜昼夜二部の教授を奨励すること、または生徒収容上の必要によりては、一部の生徒を外宿せしむる途を講ずる等のごとき、いずれもこの目的を達するに於いて便宜の方法たらざらばならず。しかして制度の改善は、未だ必ずしも直ちに教育の改善を意味せず。地方長官は宜しく学校職員を督励し、以って本規程改正の旨趣を貫徹せしめんことを期すべし。明治四十年四月十七日 文部大臣 牧野伸顕

〔学生の思想、風紀取締りを文相が訓令（明治三十九年六月九日 官報）〕

文部省訓令第一号、学生、生徒の本分は、常に健全なる思想を有し、確実なる目的を持し、刻苦精励、他日の大成を期するに在るは、もとより言を俟たず。殊に戦後の国家は、将来の国民に期待する所ますます多く、今日の学生、生徒たるものは、その責任いっそうの重きを加えたるを以って、各々学業を励み、一意専心、その目的を完うするの覚悟なかるべからず。しかるに近来、青年、子女の間に往々意氣銷沈し、風紀頹廢せる傾向あるを見るは、本大臣の憂慮に堪えざる所なり。現に修学中の者にして、或いは小成に安んじ奢侈に流れ、或は空想に煩悶して処生の本務を閑却するものあり、はなはだしきは放縱淫靡にして操行を紊り、恬として恥じざる者なきにあらず。かくのごときは家庭の監督その方を誤り、学校の規律ようやく弛緩せるの致す所にして、今に於いて厳に戒慎を加うるにあらずんば、禍害の及ぶ所実に測り知るべからず。社会の一部の風潮ようやく軽薄に流れんとするの兆しあるに際し、青年、子女に対する誘惑は日にますます多きを加えんとす。なかんずく近時発刊の文書、図画を見るに、或は詭激の言論を掲げ、或は厭世の思想を説き、或いは陋劣の情態を描き、教育上有害にして、断じて取るべからざるもの尠しとせず。故に学生、生徒の閲読する図書はその内容を精査し、有益と認むるものは、これを勸奨するとともに、いやしくも不良の結果を生ずべき虞れあるものは、学校の内外を問わず、厳にこれを禁遏^{きんおつ}(註1)する方法を取らざるべからず。また頃者極端なる社会主義を鼓吹するもの往々各所に出没し、種々の手段により、教員、生徒等を誑惑せんとする者ありと聞く。もしかくのごとくして建国の大本を藐視^{びょうし}(註2)し、社会の秩序を紊乱するがごとき危険の思想、教育界に伝播し、我が教育の根柢を動かすに至ることあらば、国家将来のため最も寒心すべきなり。事に教育に当る者、宜しく留意、戒心して、矯激の僻見を斥け、流毒を未然に防ぐの用意なかるべからず。本大臣は国運に照らし、時弊に鑑み、特にここに訓示す。教育の当局者及び学校長、教員等は、よく本大臣の旨を体し、父兄、保護者と協心、戮力して、風紀を振肅し、元氣を作興するに努め、学生、生徒は自ら修め、己れに克ち、学業を成就するに専にして、上下胥率い、以って教育の効果を完うせんことを期すべし。明治三十九年六月九日 文部大臣 牧野伸顕

(註1) 遏=意はやむ、とどむ。

(註2) 藐=意はかろんずる。

〔明治三十七年一月二十五日 文部大臣 久保田 譲 教育制度及び教育行政改正の方針。一月二十六日 文部省各局に訓示（明治三十七年一月二十七日 国民）〕

- 一、学校の系統を明確にし、学生の方向を誤らしめざる事。
- 一、義務教育を拡充し、国勢の伸張に資する事。ただし地方経済の状況を酌量して実施すべし。
- 一、中学校に予備科を設置し、またその制度を改良する事。
- 一、高等学校はその一半を帝国大学に専属せしめ、他の一半を実業学校等に改造する事。
- 一、大学制度を改革し、帝国大学の外に大学校を設置し、前者は主として學術の蘊奥の攻究するを以て目的とし、後者はもっぱら国家並びに社会の必要に応ずる実用的人材を養成するを以て主張する事。
- 一、帝国大学の講義は漸次級別制を廃し、或る制限を以て随意聴講の法を設くる事。
- 一、高等師範学校及び府県立師範学校を改革する事。
- 一、専門学校及び実業学校を拡張、増設し、国家並びに社会に必要な人材を供給する事。
- 一、女子教育を改良、奨励する事。
- 一、学校教育をして浮誇、迂遠、偏狭に流るるの弊を去り、一般に実用的ならしめ、学生にして尚武の氣象を養い、遊惰、放漫、驕奢の風を矯正し、もっぱら勤勉、快活、実業を重んずるの習慣を得しめ、勇健、濶大の國民を養成すべき事。
- 一、普通学校に於いては特に德育、体育に注意し、智育に偏せざる事。（筆者・印を入れる）
- 一、修業年限の短縮し得べきものは、これを短縮する事。
- 一、諸学校の学科課程を改正し、学生の負担を軽減する事。
- 一、二部教授（半日学校）の法を拡張する事。
- 一、試験制の弊害を除去する事。
- 一、良教員をなるべく多数に供給し、授業方法を改良し、学校教育の内容及び実質を改良、進歩せしむる事。
- 一、授業料制を改め、小学校及び特殊の学校を除く外、これを増徴すること。
- 一、煩瑣に流れ画一に失するがごとき法規はこれを廃除し、無益の拘束、干渉を撤去し、当事者の責任を重んじ、実効を挙げしむる事。
- 一、私立学校の監督法を改め、はなはだしき弊害なき限りに於いて、自由の行動をなさしむる事。
- 一、教員をして試意誠心国家に奉じ、勤勉事に従い、節操を励み、奢侈を慎しまむる事。
- 一、教職の服務に関する規程を定め、その勤務を督励する事。
- 一、教員心得を制定し、教育の効果を確實ならしむること。
- 一、学校長及び教員はその人選を慎重にし、殊に人物の点に注意して進退黜陟^{チヨツチソウ}（註3）する事。
- 一、教員の免許法を改正し、試験はなるべく平易ならしむる事。
- 一、視学制度を改良し、監督の実を挙ぐる事。
- 一、学位制を改むる事。
- 一、教育の施設はすべて財政、経済の状況を斟酌し、その拡張すべきは拡張し、緊縮すべきは

（註3）黜=意はしりぞく。

陟=意は高い所に登る。

緊縮し、以って国状に背反するがごときことなきを期すべき事、この他随時追加することあるべし。以上あまたの要目中、急を要するものより漸次に実施し、過渡の際務めて混雑を招かざるよう注意すべし。各学校現在の学生は改正の結果により、当初の用途を誤ることなきよう処置することを肝要とす。

〔教育界の大半は文部省廃止に賛成（明治三十六年八月六日 報知）〕

文部廃省説に対して、教育界が冷然これを対岸の火災視せるは奇怪なる現象なり。或いはいよいよ廃省に決定せば、猛然、反対運動を起すべしと主張する教育家なきにあらざるも、これむしろ一部少数者にあらざるなきか。今日教育界の意向を想察するに、文部省近年の施設に就いては、事毎に悪感情を抱かざるなく、ほとんど愛想を尽かし居れば、文部省に対する同情なるもの一点もなく、その存続せらるるも廃止せらるるも、一向痛痒を感ぜず、もしまた存続せらるるとするも、現在の省吏を以ってしては、いかに明敏なる人を以って大臣となすも、到底一国文教の指導者たることあたわざれば、現任の岡田総務長官以下大小の吏僚ことごとく総辭職をなし、開發せる頭脳を有するもの代わって省務を執るに至らば、或いは多少見るべきものあらん。しからざるに於いては、むしろ廃省を断行せんこと、文教發達の上に幾多の障碍を除くの結果となるべし。要するに教育家の多数は、廃省論の主唱者にはあらざるべきも、廃省に関しては多くの異議なきものなるべし。我々もまたむしろこの際現内閣の施設に委して、文部廃省の決行を見んことを望むものなりと、某教育家は語れり。この説、今や教育界を通じて最も多数を占むることし。

〔政府は廃省断行の決意（明治三十六年八月十三日 報知）〕

文部廃省決行、初め行政整理の一部として、文部廃省の廃省の説伝えられし當時に於いては、現内閣は未だ必ずしも断定の決心を抱きたるにあらず、一には行政整理の程度が、単に局課の廃合、吏員の淘汰に留まらずして、一省の廃止をも断行するの意氣あるを示し、一にはもし文部廃省が国民の同情を得るに於いては、これを奇貨として断行し、現内閣が厄介視せる文部省を片付け、いわゆる一挙兩得の策に出でん真意にて、世論の趨向を窺いつつありしに、文部省近年の施設に嫌^{けん}罵^またる国民は、冷然これを雲煙過眼に附し、ただ一部の教育家が反対を決議せる外、多くは廃省説には左袒する者のみなるより、現内閣はここにいよいよ意を決して文部廃省を断行し、教育事務は挙げて他の関係各省及び帝国大学に分属せしめ、しかして多年教育界に蟠^{わだかま}れる弊根^{そうめつ}を剿滅せん意氣込みなりと云う。

〔廃省問題めぐり大学派と茗溪派が衝突（明治三十六年九月十七日 東京朝日）〕

大学派は文部省廃止説を好機とし、大学を独立し、文科大学内に教育科を設置し、全国の教育家を大学に収めん計畫せしに、廃省の行わざるごとくなるにより、更に今回高等師範学校を廃止して素志を貫かんと、文科大学を中心とし各方面より密運動を開始したるを、茗溪派が探知し、同派にては嘉納治五郎、湯本武比古両氏その他領袖連寄り寄り密会し、高等師範の廃止に反対するは勿論、各高等尋常小学校長に至るまで茗溪派より出だすべき計画を立て、地方に茗溪会支部を設け、師範学校生徒を結合し、神職のごときも高等もしくは地方師範学校出身者より採用せしめんと、その運動方法を協議し居る由なれば、不日両者の間に大衝突を見るに至

るべしと云う。

〔学校開放に関する通牒（明治三十六年十一月十二日 国民）〕

学校開放に関する通牒 文部省が各地方官に対し、地方公立の各学校を開放すべきことに關し通牒すべしとは、既に記したる処なるが、右はいよいよ十一日を以って、左の通牒を發したり。小学校の校舎、校地等の使用に關しては、小学校令第三十条の規定これ有り候処、公衆体育のため体操場を公開し、または公の集會に校舎を使用する等の場合に於いて、教育上障害を來たすの虞れなき場合には、相当取締りの下に便宜、認可を与うるの方針を執られしかるべく、また小学校以外の学校に就きても、教育上障害なき限りは、便宜、公衆の利用に供せられしかるべく候。命によりこの段通牒に及び候なり。

学校開放上の注意、文部省普通学務局長は十一日を以って各府県知事に対し、別項記載のごとく各地方官に通牒に及びたるが、この際開放に付き注意すべきは、その校舎の構造いかんと、人数の多寡いかんを計較し、みだりに多数の人を入場せしめて校舎の破壊等あり、またいかなる會合のために貸与して差し支えなきや否やは、各学校長に於いて決する事なれども、公安を害せず、風俗を紊さざる以上は、大低差し支えなしと言う。

〔学生の風紀などに関する文部次官の通牒（明治四十一年九月三十日 時事）〕

文部省にては二十九日附を以って、小松原文相の中等教育講習會修了式席上に於いてなしたる教育に關する大體の方針の演説筆記とともに、岡田次官の名を以って、左の注意事項を各地方庁及び直轄学校へ通牒したり。

一、学生の風紀に關しては、現に学校に於いて留意を怠らざる所なるべしといえども、社会の時弊に顧みて学校職員の感化なお未だ十分ならず、父兄の監督また周到ならざるものあるを覺ゆ。故に学校職員をしていっそう校規の振肅に努めしむるは勿論、実践躬行範を示し、以って指導宜しきを得しめ、かつますます父兄との近接を図り、学校、家庭相^ま俟ちて訓育の本旨を全からしめられるべきこと。

二、近時学生の団体に於いて發刊する雑誌中には、往々纖弱の文辞を含み、或いは矯激の言論を掲ぐるものあるがごとし。雑誌を刊行して学芸を研磨するは可なりといえども、これがために柔弱の氣風を養成し、常軌を逸する行動を取長するがごとき余弊に陥るべからず。故に雑誌刊行の場合は、職員をしていっそうその内容を精査せしむるを要す。また学生をして課外に他の講演を聴かしむるは、教育上その効少なからずといえども、その所説高遠に失し、または妥当を欠ぐがため、ややもすれば学校教育の趣旨に副わざるのみならず、かえって学生の偏見、空想を誘起するがごとき事例に乏しからざるを以って、講演者の人選及び講演の要旨等につきは、学校に於いて予めこれを注意し、以ってその良果を収めしめらるべきこと。

三、運動、遊戯は体育上これを奨励するの要ありといえども、運動會等に於いて競技にもっばらなるの結果、単に一部の学生をして運動、遊戯に与らしめ、かつ往々余興等に濫費をなし、または他校との競技に課業を放擲するがごときは、深くこれを戒めらるべく、また演奏會、学芸會等に關しても、学生をして懦弱の風に習わしめざるよう指導せしめらるべきこと。（後略）

〔学生、生徒の飲酒取締り強化を指示（明治四十二年九月九日 国民）〕

生徒飲酒に付き訓令 文部大臣は訓令第十二号を以って、各府県庁に対し、飲酒に関する左の訓令をなしたり。学校生徒の飲酒は、教育上取締りを要するは言を須^レたず。従来各学校に於いて、恒に適當の方法を講じて訓戒、監督を怠らざるは、本大臣の認むる所なり。しかるに訓育の目的を貫徹せんと欲せば、学校と家庭と常に連絡を保たんことを要す。よって各学校に於いては、自今飲酒の取締りに付き、いっそう家庭と連絡を保つことに注意し、以って教育の効果を完うせんことを努むべし。 九月九日 文部大臣 小松原英太郎。

〔文相再び訓令、聖旨を貫徹せよ（明治四十二年九月十四日 時事）〕

小松原文相の訓令 小松原文相は十三日附を以って、直轄学校に対し左の訓令を發したり。教育は人物の養成を以って主眼とす。普通教育と専門教育とを問わず、常に重きを品性の陶冶に置くべきこと論を俟^レたず。故に直轄学校に於いても、従来この点に注意を怠らざりしは本大臣の認むる所なり。これら諸学校の生徒は、既に中学校以下に於いて修身教育を受けたるものなりといえども、道徳上の觀念なお堅実を欠き、各種の誘惑に陥り易く、徳育上最も注意を要する時期に属す。故に自今直轄学校に於いては、いっそう力を修身教育に致し、定時に修身の教授をなすの外、必要に応じ随時訓誨を施して生徒の道義的觀念を錬成し、以って実践躬行の意志を強固ならしめんことを要す。また学校長及び教官は常に協心戮力し、躬^{みづ}から学校徳育の中心となりて生徒を薰陶し、以って教育勅語及び戊申詔書の聖旨を貫徹せんことを努むべし。

（考察）

明治ニューズ事典による文部省よりの訓令等を新聞記事により若干集めてみた。明治時代の時代的な特長がみられ、文部省が地方新聞を買って、地方の教育事情を知ると云う方法があったことは明治二十一年と云う時代的な印象を得た。二十二年に学生、生徒の体力検査の基準が定められている。明治二十二年にすでに「体力」と称しているところに驚きをおぼえた。私の知るところでは「体格検査」と言っていたように思っていたが、現代、体育の世界では体力は身体の状態、機能両面を包含した総称である。さらに、学生、生徒に対する学校規律を守るように数回にわたって訓令を出している。徳育を重視しており、さらに学校の職員に対して免職、転職を要請することに対して処分することが訓令として出ている。また学生、生徒を教える教員養成機関に対する訓令も出している。女子の教育について女子の就学を奨励している。明治二十六年には学齡児童の50%が就学して女子は15%となっていた。また師範学校の制度の改革をはかり、女子の師範学校生徒を増加させようとしている。つぎに明治三十七年教育行政改正の訓示を出している。その中に普通学校において智育に偏せず徳育、体育に注意するように示している。明治三十九年、学生思想、風紀取締りを訓令している。明治三十七・八年の日露戦争の翌年である。戦勝国として青年、子女は意氣銷沈し、風紀頹廢の傾向があるとして訓令している。驚いたことに、明治三十六年、日露戦争開始の前年に文部省を廃省しようとする政府の姿勢が新聞に記載されている。教育界の大半が廃省に賛成し、この事は非常に大切なことであり帝国大学と茗溪派^{〔註4〕}の衝突が記載され、茗溪派の加納治五郎、湯本武比古の両氏が帝国大学派と衝突している。同年に学校開放を通牒として出している。この件については、

〔註4〕茗溪派とは、東京高等師範学校卒業生が茗溪会を作っている。

昭和四十年頃より開放が世論から望まれた、学校長の責任において開放されたが、学校の破壊がひどく学校側から反対が出た。

明治時代の行政改革、徳育・体育の奨励等が新聞の少しの例をみることによって時代の差と、時代が円を描いているように考えられる。封建性の強い時代と、民主性の強い時代の差の中で人間形成が、当時の国の後進性が少しく焦燥感をうかがわれされるとしても、機械文明の中に生きる現代、人間の形成が社会性の中に見直されようとしていることは人間見直しの点で重要であり、かつ必要であると考ええる。

II 明治時代のスポーツ記事の若干例

ボートレース

〔東大は春秋二回開く（明治十七年十月二十日 時事）〕

東京大学学生の結社に係る東京大学走舸組は従来の規則を改正し、自今毎年春秋二季に大競漕会を開く事になし、去る十七日を以て隅田川の上流に於いて催し、十数番の競漕をなしたるが、その内大学理学部教授ノット氏と同予備門教諭ストレンジ氏が両舸の舸長なる（漕手は生徒）組み合わせの競漕は、一マイル以上の長きに渉り、いずれ劣るとも見えず兩岸見物の喝采は山をも崩すばかりなりしが、今一、二間にて帰着の処に達せんとするときノット氏は一声かけて漕手を励ましたるに、果して数尺をストレンジ氏に先んじれば一呼吸の遅速にてストレンジ氏の敗とはなりたり。競漕了りて、すべて勝者へは首事服部一三氏が銀のメダルを与えたり。当日来観者はすこぶる多く、大学の諸教員は申すに及ばず、文部の大少書記官その他数百名の来賓あり。河上には海軍兵学校、商船学校、体操伝習所等の諸生徒は、各々数艘の小艇をつなぎて見物なし居たり。

〔工部大学の競漕会（明治十八年十一月六日 改進）〕

端舟競争会 工部大学の生徒は、明七日午前八時より、隅田川上流に於いて端舟競争会を催され、会長は竹田大学副長、審判長は伊月摂津艦長、同委員は海軍大尉二名と士官四名にて、発船の前後には海軍、陸軍の楽隊も奏し、かつ中流に於いて学術的の実験をなし、観覧人に示さる由。

〔野球、平岡熙一が、日本にひろめる（明治二十二年一月十五日 時事）〕

鉄道技師平岡熙一氏が、さきに学業研究として米國へ滞在中、身体を健康を保護せんがため、学習の余暇には種々の運動を務めたりしに、むしろ虚弱の質なりし氏の身体も、多年の学習中一度も病に侵されたることなきのみならず、筋骨ますます強壯を加えたる事実の明白なるより、学業成って帰朝の後も、常に朝夕運動を事とし、鉄道技師となりて新橋停車場に在勤するや、技手の諸氏へ親しく種々の運動の効能を説示し、最初わずかに数名の同意者を得て、同構内の空地にて仮運動場を設け、かつて在米中伝授したる運動技術中ベースボール（球抛）を、規則正しく教授したる処、漸次これに仲間入りする者ありて、都合三十余名に及び、今月今日までほとんど十余年間、終始渝わらず規定の運動を行いまたり。なおこの間も、氏は諸学校教諭にいよいよ（註⁵）し、飽くまでベースボールを我が邦に広めんと、種々尽力したるに、最初のほどは

容易に拡がるべき様子もなかりしが、追って体育のことは世の一問題となりたる以来、右運動術もやうやく行われ（・印は筆者）三、四年前来は諸学校及び陸海軍人中にも、続々氏について教授を乞う者あるに至りたる由。氏は三、四年前、運動会員たる人々三十余名と写真を撮り、帰朝以来日本にベースボールの先導者となり、追々該運動の開けたる事実を書き綴りて、在米國中運動教師たりし某氏へ、写真とともに送致したるに、教師の喜び限りなく、手簡のまま新聞に掲げたのみならず、更に自身製造のベースボール（代価百弗位）を平岡氏に贈り、かつ叮嚀なる書簡を寄せて、深くその功労を賞したりと。元来米国にては、ベースボール常に盛んに流行し、各都府ともその仲間組合を設け、競馬などのごとく時々球抛の勝敗を試み、広く公衆に縦覧せしむることなるが、その技術者へは組合中より一年千円以上の給料を支給するほど人気の集まりし、体育上必要の技術と知られたるものなる由…。

平岡氏は目下既に時機の到来せるを期し、遠からず東京に一大運動場を開設し、ここにベースボールを広く一般人に拡むるのみならずこの内には更に弓銃射の場、馬場、撞球場その他尋常の運動を実施することを得る。大運動場を開かんとの計画ありと云う。

〔明治学院教師インブリー負傷事件（明治二十三年五月二十九日 朝野）〕

第一高等中学校の生徒が明治学院の生徒と連合し、同校南手の運動場に於いてベースボール戯を演ぜし真最中、明治学院の教員なるインブリー氏が、土手を越えて演戯場に闖入せしより、演戯中の生徒一人がこれを詰問せる折、いづれよりか瓦片を擲ちたるものありて、インブリー氏の面部を傷つけしかば、何か混雑を惹き起さんとするやの風聞ありしが、同校にては加害者の何者なるかを知るに由なく、被害者もやかましく掛合いを試みざりしかば、至極無事に落着し、一兩日前、木下同校長はベースボール会員中の関係者一同を招集して、落着の旨を報道せしと云えり。

〔ボートレース、三高と同志社、琵琶湖で競漕（明治二十六年五月五日 国民）〕

西京同志社、第三高等中学兩校学生は、年々ベースボールの大競争をなして、常に同志社の勝利に帰せしが、今年は今五月六日を以って兩校生徒端艇競争大運動を、琵琶湖上に催すはずなりと。比良雪消えて春風まさに太湖の波を吹く、明日湖上の壯觀遙かに思うに堪えたり。

〔ラグビー。慶応義塾生徒が横浜で試合（明治三十四年十二月八日 時事）〕

フットボール会、慶応義塾生徒の新たに組織するラグビー・フットボール倶楽部にては、昨日午後二時半より横浜公園内に於いて、同地アマチュア倶楽部員と仕合いを行いたるが義塾方の出場戦士は左の如し。（筆者、姓名を除く）

〔野球。東京府下大学、高校野球部の紅白試合（明治三十六年三月六日 読売）〕

東京府下連合野球大会（富嶽子通信）

明七日（土曜日）午後一時より、第一高等学校庭にて例年のごとく府下連合野球試合を行う由。同試合は明治二十八年頃より年々一高にて行いしものにして、東京府下の各校より一名ず

（註5）懲瀆の意は誘う、すすめる。

つの選手を出し、これに一高及び大学の精鋭を加えて行うものなれば、実に野球界に於ける粋を鐘めしものにして、龍奮虎闘の状今より想見すべし。満都好球児の見逃し難き処なるべし。今その組合わせなりと云うは、(以下姓名は除く、筆者)

〔慶応、一高に辛勝 (明治三十七年六月三日 時事)〕

一高対義塾野球試合 (慶応義塾選手の勝利) 第一高等の十に対する十一にて、慶応義塾の勝に帰したるが、この日義塾方の勢い鋭くして、かつ着々功を奏し、第七回までに一高の四に対する九を算したりしも、決勝間際の第八回に至りて、一高方必死と頽勢の挽回を努めし結果、一挙にしてよく五点を得、ここに互角の有様となりたるも、第九回に於いて義塾の二を得たるに対して、一高は一点を収め、ついに一高の敗に帰したるなりと云う。

〔ラグビー。慶応義塾の学生が日比谷公園で披露 (明治三十八年五月二十日 時事)〕

慶応義塾フットボール 慶応義塾体育会蹴球部にては、予記のごとく昨日午後三時より、日比谷公園運動場に於いてラグビー式フットボール (本で行わるるは高等師範学校はアソシエーション式) を挙行したり。最初幼年組の競技 (約三十分) あり、双方とも互角にて容易に勝敗決せず、紅組危うき所ありしも巧みに盛り返して、ついに無勝負に終わり、次いで大人組競技に移りたるが、何分蹴球の時季に適せざる昨今の事とて、いずれも疲労少なからざる様子なりしに拘わらず、なお流汗の淋漓たるを押し拭いつつ、例によりて極めて壮快に演ぜられ、初めは黄組トライにて三点を得、紅組は得る所なく、ここに前半を終わりにて場所を転換し、黄組またもトライにて三点を占めしに、紅組奮戦最も力め、オフサイドのキックを以ってワンゴールを取り一挙四点を収め、しかして黄組は三たびトライにて三点を得たるが、開始よりここに至りて既に一時間を経過したるを以って競技を終わり、結局黄組のパス好かりしたため、五点の勝利を博し得たり。この競技は目下あまり広く行われ居らざれども、学習院、第一高等学校等は既に昨年頃より練習し居るといい、横浜アマチュア倶楽部には現に一騎当千の強者さえ多しとの事なれば、追々学生間に流行するに至るべしとなり。(慶応義塾が横浜外人チームと初試合をしたのは明治三十四年である)

〔オリンピック 代表に三島、金栗が決定 (明治四十五年二月十七日 万朝報)〕

瑞典にて挙行される国際オリンピック競技大会へ派遣さるべき日本の選手は、さきに羽田運動場にて二回の子選を行い、係員にて種々銓衡の末、いよいよ東京帝国大学法科生三島弥彦、東京高等師範地理歴史科金栗四三の両氏に決定したり。出発はたぶん五月末か六月ならん。

〔金栗はマラソン、三島は四百メートル競走 (明治四十五年四月二十二日 東京朝日)〕

瑞典国王陛下を保護者とし、同国皇太子殿下を総裁に仰ぐストックホルム国際オリンピック大会へ、東京帝国大学法科生三島弥彦、東京高等師範地理歴史科生金栗四三の二氏が、日本選手として参加することはしばしば報道を経たり。同会日本委員大森兵蔵氏もまた、二選手と行を共にすることとなれり。三氏の新橋出発は五月十六日にして、敦賀より蒲潮に航し、西伯利亜鉄道によって五月末日、或いは六月一日頃、ストックホルム着の予定なり。また予選會長嘉納治五郎氏も三氏の後を追いて出発のはずなるが、氏の出発は六月初旬ならんと云う。三

島、金栗の両氏は、数ある競技の中いづれに加わるべきやは未定なりしが、いよいよ金栗氏はマラソン競走、三島氏は四百米突競走に加わることに決したり。三島氏は羽田予選会の際には、四百米突（世界記録四十八秒五分二）を五十九秒三にて走り、到底勝ちみなしと噂されしも、その後毎土曜に米国大使館書記キリエルフ氏のコーチを受けて練習せし甲斐ありて、昨今は五十秒までに上達せり。（後略）

〔日本初参加のストックホルム大会始まる（明治四十五年七月八日 大阪毎日）〕

競技開会式（ストックホルム特電六日土屋特派員発） 本日、スタジアムに於いてオリンピック競技開会式挙行せられ、二十九ヶ国三千の選手の行列ありて壯観を極む。三島、金栗両選手は選手旗を翻えせる先頭の自動車に嘉納治五郎氏及び田島博士と同乗し、我が公使館員及び在留邦人等を乗せたる自動車二台、これに続きて旅館を出で、歩道を徐行して式場に向かいしが、両選手の過ぐる処、堵のごとき群集あり、「ジュソン、ヤボン」の歓声を浴びせられつつスタジアムの正門にて下車し場内に入る。式は十一時を以て開始せられ、各国選手は各部隊の先頭に国旗、国標を押し立て、白耳義、智利、^{ベルギー}チリ、^{デンマーク}丁抹、^{フランス}仏蘭西、^{アメリカ}亜米利加の順序にて会場に進み入り、隊伍肅々、中央の広場に玉座に東面して整理するや、瑞典皇帝親臨して競技の開会を宣し給い、古代の音楽吹奏せらるるとともに、各国選手隊は玉座の前を過ぎ最敬礼を行いて退けり。我が両選手は胸間に「日の丸」を現わせる白色の運動服を着け、三島選手は白塩瀬の国旗を捧げ、金栗選手はオリーブ色にて飾れる国標を携え、嘉納、田島、大森の諸氏これに続き^{ギリ}希臘、^{シヤ}和蘭、^{オランダ}伊太利の次、すなわち八番目に進みたるが、行列の人数少なく蕭条の観ありしも、かえって群集の同情を惹きたり。三島選手の落選 開会式後予選競走行われしが、三島選手は百米突の予選競走に於いて米国選手の第一着、英国選手の第二着に対して第六着となり、ついに百米突の本競技に出場するの資格を失いたり。

〔金栗選手はマラソン一本にかける（明治四十五年七月九日 東京日日）〕

金栗、マラソンに全力を注ぐ（七日、ストックホルム特電） 金栗選手は七日の一万米突競走権を放棄し、マラソン競走に全力を傾注する事となれり。また宮城内に於いて瑞典皇帝御主催の大園遊会あり、余も東京日日新聞特派員として列席の光栄を得たり。

〔三島選手は二百米突の予選に英、米、独の三選手と出場せしに、米国一着、英国二着、独国三着に対し四着となり、また破れたり。彼が足を痛め居れるは多大の同情を買い居れり。全競技を通じて米国最も優勢なり、（明治四十五年七月十四日 東京日日）〕

三島選手、脚痛のため四百米突にも失格（ストックホルム特電十三日 土屋特派員発電） 十二日午前、四百メートルの第一予選あり。三島選手は露、仏、米三選手権利を放棄せるため、瑞典選手一名と出場し第二着となれり。さきに百メートル、二百メートル両競走にて常に一着となれる米国選手クレグ氏が、同競走に出場を放棄したる謙讓の行為は常讃を博せり。次いで午後、同競走第二予選行われたるが、三島選手は右脚の痛み激しきため出場を放棄したり。彼が本競走に出場しあたわざるに至りしは大いに同情を受けたり。

〔金栗選手、マラソンで途中脱落（明治四十五年七月十六日）〕

金栗選手、マラソン競走に大敗す（ストックホルム特電十四日土屋特派員発） 十四日、マラソン競走あり。六十八名の選手、競技場より一斉にスタートを切り、マラソン競走道二十五哩を踏破し、南アフリカ選手アルシュルはわずか二時間三十六分にて競技場に帰着し、公式により橄欖の花輪を受けたる時、満場の観客一斉に歓声を挙げ非常の壯観を極めたり。二着も南亜フリ加人にて、三着は米国選手なり。我が金栗選手は二十着以後にて賞に入らず。金栗選手はおよそ九哩を走りたる時、身体に故障を來たし競走を中止したるなりと。同別報（ストックホルム発）待ちに待てるマラソン競走は、いよいよ十四日スタジオに開催す。群集幾万、手に汗を握りてその勝負いかんを注意せり。この大競走に参加相違す。（いずれが正しきか）なるが、この日酷暑にて、各選手の困難いっそうを増せり。（この文章のうち、この大競走に参加相違す。いずれが正しきかは文意よみとれず、しかしそのまま記載する）我が同胞を代表し該競走に参加せし金栗選手は不幸にも故障起り、十五吉米突にて競走中止せり。本競走にて第一着の榮譽を得たるはアフリカ人にして、その費せる時間二時間三十六分にて二着もアフリカ人なり。三、四着はともに北亜米利加人にして、五着は加奈陀人なり。本日酷暑なるに拘わらず、參觀の群衆は立錐の余地なくスタジオの観覧席を埋めたり。

〔金栗選手、靴が原因で足を痛め棄権（明治四十五年七月十六日 東京朝日）〕

マラソン大競走 金栗中止事情 金栗選手が中止したるは故障に会し、十五基米の所にて倒れたるなり、ただし身体幸いに無事。失敗は靴のため。金栗選手は十七哩を走りたる後、既報のごとく中止するのやむなきに至りしが、白人側にては同選手の底に釘を打ちた靴を用いたること、その原因なりとなし居れり。最初金栗氏に甚深の同情を注げる英国人等は、かかる靴を用うるなからんことを勧告せしも、金栗氏は忠告を聴かざりしと云う。（後略）

〔大規模になったストックホルム大会（明治四十五年七月二十八日 東京日日）〕

オリンピック競技（七月八日ストックホルムにて 土屋特派員） 競技の次第 第五回国際オリンピック競技会は古典により、夏至後における最初の満月たる去月二十九日を以て開始せられたり。当日この記念すべき主催国たる瑞典対和蘭の蹴球試合にして、これに次いで芬蘭^{フィンランド}対伊太利、独逸^{ドイツ}対奥大利の蹴球試合行われたるが、当日光榮を有したる六国選手がことごとく、第二日以後に出場したる英国及び丁抹選手の破る所となりて、蹴球試合に於ける第一褒賞を英国に、第二褒賞を丁抹に獲得せしむるに至れると、当日蹴球試合と併せて行われし庭球試合に出場したる各選手が、同じく第二日以後に出場したる南阿及び瑞典の選手のために全部賞牌を奪わるるに至りしとは、すこぶる奇なる対照なりと噂せらる。しかして今次の競技会に於いて行わるべき競技の種類は、大体蹴球、庭球、射撃、アスレチックス、^{フェンシング}擊劍、体操、水泳、^ス角^{モト}觥^{註6}、自転車競走、モーダンペンタスロン、騎馬競走、^{ボート}短艇競走、ヤット競走の十三種に大別することを得れども、更にこれらを小別すれば、アスレチックのみに於いても百、二百、四百、八百、千五百、五千、一万米突の各ランニング競走、マラソン競走、百十米突障碍競走、一万米突徒歩競走、高跳び、幅跳び、片足跳び、歩跳び競走、^{ジュープリン}鏢^{註7}、^{ディスク}鐵輪投げ、鐵槌投

（註6）觥=よみはテイ、意はふる、はねのける。

（註7）鏢=よみはヘウ、意はこじり、遠方から投げる兵器、手裏劍。

げ、五組競技、四百米突及び千六百米突のリレー競走、三千米突のチーム競走、デカスロン、クロス・カントリー・レース、及び綱引の二十四種目を含み、単純なる庭球試合においてさえ、戸外、戸内、シングル、ダブル、男子、女子、男子対女子の七種目の多数に上り、期間中に行わるべき全体の競技数に至りては、本競技に入るに先だちて予選を行うの順序なれば、その幾百幾千に上るべきかは、競技の開始せられたる今日に於現に我が三島選手の出場すべき百米突ランニングにおいてさえ、本競走前二回の予選行われ、第一の予選は十七組、第二の予選は六組に於いて行わるれば、本競技に先だちて二十三回の競技行わるる訳なり。かつ各国選手中、棄権または追加等を行うものもあるを以って、競技数は前以ってこれを知あたわず。当局者は大体のプログラムに従いて、前日にその細目を決定することとなし居れり。この記憶すべき競技に参加せし国数は二十九ヶ国、その選手数三千と称せらる。既に発表せられたる参加国と選手数とを併記すれば、^{オーストラリア}濠太刺及び^{ニュージーランド}新西蘭四十名、^{オーストリア}壠太利百十八名、^{オーストリア}ボヘミヤ七十一名、^{ベルギー}白耳義六十六名、^{カナダ}加奈陀五十四名、^{チリ}智利五名、^{デンマーク}丁抹百六十九名、^{フランス}仏蘭西百四十四名、^{ドイツ}独逸百八十三名、^{イギリス}英国二百六十七名、^{ギリシャ}希臘二十四名、^{ハンガリー}匈牙利二百六名、^{イタリア}伊太利七十名、日本二名、ルクセンブルグ二十三名、^{オランダ}和蘭四十六名、^{ノルウェー}諾威二百十一名、^{ポルトガル}葡萄牙三名、^{ロシア}露西亜二百二十四名、^{フィンランド}芬蘭百六十二名、^{セルビア}塞耳維十名、^{スイス}瑞西八名、^{アメリカ}土耳其古四名、^{オーストリア}北米合衆国百三十六名、^{オーストリア}南阿二十名にして、未だ発表せられざるもの^{スウェーデン}瑞典、^{ルーマニア}羅馬尼及^{スペイン}西班牙の三ヶ国あり。瑞典は主催地たるを以って、その選手数も従って非常に多く、体操の婦人選手を合わせて優に七百名に達するも、なお未だ予選の終わらざるものあるやにて正確な数を発表せず。また^{ルーマニア}羅馬尼及^{スペイン}西班牙は一両日中に選手到着のはずなるも、競技委員会へは未だ明確なる選手数の通牒なしと。

〔マラソン 日本初のマラソン競走を「大毎」が主催（明治四十二年二月十九日 大阪毎日）〕
マラソン大競走 欧米にマラソン競走なるものあり、今を去る二千四百年前、^{ギリシャ}希臘、^{ベルギー}波斯兩國干戈相見えし時、^{ギリシャ}希臘の大捷を報ずべく、^{シウ}戰場マラソンより首府アゼンスまで二十六哩^(註8)の山河を疾駆し、「吾が軍勝てり」と呼ばわりざま、ついに起たずなりし勇者へデッパスが絵画のごとく美しき事蹟に縁由し、武勇に志す泰西人士はこの武士道的精神を不朽ならしめんがため、爾後マラソンの名を冠し逐、次長距離競走を行つて、以って古勇者が面影を偲ばんとはせるなり。（中略）マラソン競走たる列国各々その代表選手を開催地に出だしてこもこもこれを挙行し、国際的大競走としてその一勝一敗は世界の耳目を聳動するとともに、マラソンの一語、青年者をして、渾身の血を躍らしめつつあり。去夏は十六箇国の連合によって英京倫敦に開かれ、英国皇帝陛下親しく賞を賜い、次いで^{ニューヨーク}紐育に挙行されて全米国民を熱狂せしめたりき。吾が帝国民の勇武や絶倫、声名既に宇内を圧するものありといえども、恨むらくは未だかつてかかる国際的大遊技に一人の代表者を出だしたることなきを。しかも同競走の起りし縁由たる武士道は、実に帝国の精華なるにおいて遺憾更に深からざるを得ず。吾が社ここに見るあり、今回勇者をあまねく全国に抜きて、神戸、大阪間二十哩^{マイル}長距離大競走を行い、以って日本におけるマラソン競走の端を開き、そのレコードを中外に表示するとともに、やがて開かるべき次回のマラソン国際的大競走に、日本選手を出だすべき準備たらしめんと欲す。これ実に雄大なる国民的気象を養成し、体育奨励を鼓吹するの一端たるに庶幾かるべく、けだし

（註8）二十六哩四分一が正確=42,195メートル。

かくのごとき大規模の長距離競走は、我が国にありて空前事たらずんばならず。春風温く吹く阪神二十哩^(註9)の街道、意気天を衝く^ツ勇者が疾走振りや、それいかなるべき。全国青年の元気はこの一挙に發揮さるべきなり。その細則、左のごとし。

一、期日 三月二十一日（春季皇靈祭）

一、競走区域 神戸、大阪間。出発点並びに到着点は追って発表すべし。

一、選手員数 二十名

一、選手資格 満二十歳以上三十歳以下。

一、選手申込手続き 自己の姓名、年齢、住所、職業、長距離競走の経験並びに自信を記入し、保証人一名の連署を得て、来る三月五日までに本社長距離競走掛り宛て申し込まれるべし。ただし学生は学校長、もしくは教員、その他は、町村長または団体もしくは団体代表者を保証人となすを可とす。

一、選手選抜方法 選手申込者に対しては日を期して体格検査を行い、合格者には更に実地競走試験を行いたる上、優勝者二十名を選抜して選手となす。

体格検査並びに実地競走試験の期日と場所とは追って発表すべし。

一、賞品 第一着 三百円^(註10)（優勝表彰金メダル付き） ただし実地競走試験の際第一着を占めたるものが、当日重ねて第一着を占めたる時は五百円とす。第二着 二百円（同上） 第三着 百円（同上） 第四着 五十円（同上） 第五着 三十円（同上） 第六着以下金メダル及び財囊。

〔歓呼の中、岡山の金子選手が優勝（明治四十二年三月二十二日 大阪毎日）〕

マラソン大競走 春風温く吹く街道二十哩、古希臘の勇者が面影を偲ぶ我が大選手二十名は、いよいよ昨日を以って破天荒の大競走を行えり。昨終日陰雲空を覆うて雨降ること急、ついにやむべうも見えざりしか、我がマラソン競走の權威に抗すべからず、日光は晶々として暁天を破り、春浅く街道に充ちて、前日の模様においてはほとんど予想すべからざりし好晴の春季皇靈祭を迎えるに至って、マラソン大競走の壮挙を待ち受けたる万人の欣喜それいかにばかりなりしとするぞ。神戸出発点より新淀川決勝点に至る沿道は全く肩摩の人垣を築き、凜々たる勇者の過ぐる処、熱狂せる観覧者が歓呼地を動かし、ここに吾が運動界空前の壮挙は遂行せられたり。乞う。見よそのいかに壯観なりしかを。

競走成績表

到着順 競走時間、職名、姓名、年齢の順

第一着 二時十分五十四秒間、岡山県在郷軍人 金子長之助 二十七。

第二着 二時十五分四十三秒間、姫路師範 小路五一 二十二。

第三着 二時十五分五十五秒二分一間、徳島県商業 富士谷弥平 三十。

第四着 二時十六分三十四秒間、愛知県知多教育会選手 長阪島三郎 二十四。

(註9) 20哩は約32km。

(註10) 三百円は現在の価格にすると、どの位か。

明治42年 白米一石170円（10kg 1円56銭）現在10kg約5,000円

明治40年 万年筆1円、ビール30銭、ラムネ3銭、サイダー15銭、卵4銭

「物価資料」による。

第五着 二時十六分三十九秒間、東京高等師範 菅野新七 二十七。(後略)。

〔米国野球チーム来日 (明治四十一年十一月二十三日 時間)〕

米国野球団来たる。遅れに遅れたるチャイナ号は、ようやく二十一日午後十時頃、港外に着したりとの報あり。二十二日午前六時、英吉利波止場に至れば、いかさま港外遠く四本マストの黒船横たわりぬ。早速クラブホテルのランチに便乗を求めて行くほどに、暁来風冷やかに空は曇りて波やや荒し。前日記者の団体を乗すべきランチ吾妻丸は既に発して、幽かにチャイナ号に近寄りながら、いかがしけん、直ちに急航引き返し来たるより、或いは一行がチャイナ号に乗り組み居らざるにやと、打ち案じながら本船に持したるに、^(後略)甲板上二、三見ゆる影の骨格の逞しげなるは、プロフェッショナル・プレイヤーらしく見ゆ。さては待ち兼ねたる選手よと、検疫の信号、黄色旗の卸さるるを待ちて甲板に上る。甲板には馳せ違う外人少なかれざれども、自ずとプレーヤのみは異れるに、いと肥大なる紳士あり、問えば一行のマネジャー、フィッシャー氏なり。語るころ少ならず。前部甲板に当りて流暢なる歌を唱え居れるは、プレーヤが寒さを凌ぐためにや。立つ事少時、^{しばし}面色やや赤く小作りの男、満面に笑みを湛えて出で来られたる男こそ、コーチーは世界一と称せられキャプテン第三壘守デヴローその人なり。やがて快活なる足取りたて来たるは、一行中唯一の大男、打撃の最も振える第一壘守ダンジグにて、身長実に六尺四寸、第一壘守としてはなにさま適任と覚えしめぬ。同人はボストンの人なり。白き愛らしき服を着けたるすこぶる可愛らしき子供も一行の内に加われるを問えば、左翼ヒルデブランドの子にして、ブローズと呼び本年二歳、これや一行が長途航海の安全と試合その他の祝福を祈るべき「マックスカート」にして、ヒルデブランドの夫人及びその友人ミセスライトと共に同行し来たりしもの、その態度の潤達にして敏捷なる、或いは未来のプロフェッショナルとなるにや。左利き投手のフラハーター、遊撃のマコードル、投手グレニー、捕手ウイリヤム等、右に左にナイスカンツリーを連呼しつつ、東京までの里数を問うもの、方角を尋ぬるなど少晴を静止せず。コップは来らず。有名なる強打者コップはいずれにあるやと、かねてガイドブックに見えたる写真を心当てに求むれども、その姿を見出ださざりしも道理、コップは同行し来たらざりしなり。されど投手として先にナショナルゲームの際、キャプテンを殴り付けてオミットされし有名なバーンス、瀟洒たる洋服に小声にエールを吹きつつ来たるあり。捕手として名を知られしブリッス、第二壘のデルハンチーのあるなど、一行がいかに恐るべき頑強なる選手なるかを推察するに余りありと云うべし。加うるに、明年よりプロフェッショナルのプレーヤーとして出場すべきカレッジの卒業生にして、^{サンフランシスコ}桑港 プレテレ新聞社より賞牌を得たるダブルユー、ヘーツレ、ミューラー、及び外野のいずれに行くも巧みに活動するコルチスあり。もう少し暖かいと思つたが、たいへん寒いと云いつつも、ナイスカンツリーを口にし居れり。一行東京に迎う。午前七時、ギブス氏を始め、慶応の選手等やうやく来たる。デッキ氏にありて真先に一行と力強き握手を行ひしは、我が時事新報記者と万朝報記者なりし。ここに於いて一行は愛らしきブローズを中央にして、前部甲板に於いて撮影して船を下り、グランドホテルに至る。数時間の後に物凄きゲームを示すべき一行は、^{ゆるゆる}緩々休息の暇もなく、直ちに東京に向かうべきはずなりしに、呑気なるプレーヤーは直ちに車を呼んで横浜市内を見物するもありしを、時刻の切迫を告げ手を分けて選手を呼び戻し、十一時横浜発の急行車に乗りて東京に向かえり。早稲田グランドは既に入場者少なからざる事なりしならん。懸賞の大銀

盃、高さ一尺五寸余の大銀盃は今回のマッチに於いて、日本を始め他国に於いての試合中最も見事なるプレーをなせるチームに懸賞すべく、リーチ会社より齋^{もたら}せるものなり。(後略)

〔米チーム、早大との第一戦に完勝(明治四十一年十一月二十三日 東京朝日)〕

リッチ・オール・アメリカン野球団は、別項記載のごとく来朝、即日戸塚グラウンドに赴き、早稲田軍との第一会戦をなし、五対プラスアルファーを以って、美事早軍を零敗に丁らしめたり。米軍は帝国ホテルにて午餐をなしたる上、ユニホームを着し、楽隊を先頭に五輛の馬車に塔乗して、午後一時半、大歓呼に迎えられて戸塚のグラウンドに着し、楽隊は三塁のスタンドに陣を取り、プレーヤーにて、監督フィッシャーは肥大なる体軀に黒の背広服、山高帽子と云う紳士の風采、各選手のユニホームは青色にて、リッチ・オール・アメリカンとの英字を現わし、左腕にハート形の内に米国国旗徽章を附けたる白色の服に短ズボンを穿ち、その上に左腕星章ある襟裏と袖口の青色の真紅の上衣を着し、手甲と靴下はともに青、赤、白の横筋のものを穿ちたれば、その華やかなること云うばかりなし。午後二時、大隈伯はシルクハットにフロックコートを着用して、家扶を従えて臨場し、審判官フィッシャー氏に導かれて場の中央に起ち、投手グレニーは自分の冠れる白帽を伯に冠ぶせ、審判官は更に伯に一個の礼式ボールを授ければ、伯は真面目の態度を以ってこれを捕手ブリッスに向って投げられしを、捕手は取って再びこれを投手に投げ返し、投手は再びこのボールを審判官に渡し、審判官はこれを桐の箱に納めて伯に贈呈し、式全く終わる。それより米軍は守備に就き、早軍より攻めて第一会戦は開かれたり。(後略)

〔米大学チーム来日、第一戦は慶応が勝つ(明治四十二年九月二十三日 時事)〕

ウ大学対慶応野球試合(第一回)二十二日は、都下幾万の好球家が心を空にして待ち設けたる遠来の珍客、ウイスコンシン大学対慶応大学野球試合挙行の当日にて、「天は晴れたり気は澄みぬ」とは慶応の応援歌なり。実にも秋空一碧、野球試合には申し分なき好日和とて、三田行き電車はいずれも朝来色めき立ち、午後の試合に午前よりの人足なかなか繁く、網町グラウンドに向かう。正午過云うべし。午後一時半、新しきクリーム色のユニフォームに、フィラデルフィア形となん呼ぶハンチングの揃いにて意気軒昂、高浜を先頭に慶軍まず入場す。二時十分、ナイト、シンプソンを先頭に、今日こそファインゲームを行うべしと颯爽たる英姿を現わせば、拍手はたちまち急霰のごとし。両軍定例の練習終わりとて、二時三十五分、慶応は敏活なる態度にてシートに着く。さてはウ軍の先攻よと見る間に、慶応義塾社頭福沢一太郎氏は清楚なる礼服にてプレートに立てば、高橋マネージャー、コンパスの上に飾れる球を捧ぐ。福沢氏すなわち取ってホームベース近くに投げ、第一打手マクルストン^{ファーストバッター}打つ真似して荘厳なる始球式めでたく終わり、拍手再び起りて、東京運動記者倶楽部よりは見事なる花環をウ軍に寄賜す。やがて審判中野氏よりプレーボールの宣告を下せしは、二時を過ぐる四十分、激戦ここに起りて第九回まで二対二のセームにて進み、なお戦いを続ける事二回、ついに慶軍の三プラスAに対しウ軍は二点にて、第一回は慶軍の勝利に帰せり。(後略)

〔明治大学に野球部誕生、新勢力となるか（明治四十三年十一月二十日 中外商業）〕

〔早大の渡米チーム、人選でもめる（明治四十四年三月十四日 東京朝日）〕

〔野球は巾着切の遊戯、と新渡戸校長（明治四十四年八月二十九日 東京朝日）〕

（前略）新渡戸一高校長談 私も日本の野球史以前には、自分で球を縫ったり打棒を作ったりして野球をやった事もあった。野球と云う遊戯は悪く云えば、対手を常にペテンに掛けよう、計略に陥れよう、塁を盗もうなどと眼を四方八面に配り、神経を鋭くしてやる遊びである。故に米人には適するが、英人や独逸人には決して出来ない。かの英国の国技たる蹴球のように、鼻が曲っても顎骨が歪んでも球に噛り付いて居るような勇剛な遊びは米人には出来ぬ。（中略）本国の米国ではその弊の極、紐育^{ニューヨーク}州立大学総長マックラカニ氏が主唱となつて、学校同志招聘したり招聘されたりする弊風の防止に努め、（後略）

〔野球の害毒記事に天狗倶楽部が反発（明治四十四年九月二日 読売）〕

東京朝日が連日に亘りて掲載せし「野球界の諸問題」、及び目下連載されつつある「野球とその害毒」なる記事につき、天狗倶楽部代表者押川春浪、中沢臨川、山田敏行三氏より、同記事ははなはだしく全国学生を侮辱するものなれば、我等は飽くまでこれに対し大々の反抗運動を試みんとす云々の書を我が社に寄せ来たりたれば、（後略）

〔「読売」が野球擁護の演説会開催（明治四十四年九月十七日 読売）〕

（前略）開会 時針十二時二十分を指や、当日の司会者、本社主筆笹川潔氏は満場の拍手に迎えられて登壇、（中略）世の野球に害ありとして呪詛の声を放つ者の常識に欠け居る事を切論し、簡単に野球の効力を述べて退壇し、次に第一の出演者押川氏登壇、野球の体育上欠くべからざる事を論じ、第二に早大講師河野安通志氏登壇、いずれも大拍手の中に降壇し、第三に短軀の太田海軍大佐は、清洒たる羽袴の和装にて司会者の紹介とともに登壇「体育不必要論」を述べ精神教育の重んぶべき事を極論したるが、聴衆は皆静粛に傾聴せり。第四に慶大向軍治氏登壇し「文明的遊戯」と題し、（中略）第八に早大講師安部磯雄氏は静かに壇に登りて、現今野球の弊害云々を論ずる人は多く「野球の門外漢」にて、真に野球の趣味を解せる人にあらず、野球には甚大の趣味ありと述べ、最後に東京高師教授永井道明氏は「我が邦体育の維新」と題して体育の革新さるべきことを述べ拍手の裡に降壇せり。（後略）

〔早慶戦復活を早大が呼びかけ（明治四十二年九月二十日 東京朝日）〕

〔早大の早慶戦復活申し入れを慶応拒否（明治四十二年十月二十六日 東京朝日）〕

〔ラグビー、慶応、三高に大勝（明治四十四年四月九日 時事）〕

（前略）去る六日、慶応義塾蹴球部第二選手と第三高等学校対戦、都合三十九点对零にて三高軍大敗

（考 察）

明治時代の新聞記事の中で、幾つかの外国よりの移入スポーツ記事を見ることができ、今回は野球、ボート、ラグビーフットボール、陸上競技のうちマラソン（長距離競走を指して代表的なものとして考えられる）を取り上げて、その若干をみた。

1. ボートについて 明治十七年十月二十日の時事新報はボートを走舸^{そうか}と表現し、東大の外国人教員が指導しているように見受けた。東京の真中を流れる隅田川を利用し、後に隅田川のボート・レースは有名なものになった。明治十七年は官公立学校に操練科を設けたときであり、舶来のボート・レースは、珍らしく、モダンの臭いのするものであったと伺える。翌十八年には工部大学で端舟^{はしけ}競争会を催されていて、陸、海軍の艦長、軍楽隊の応援もあり、学術の実験をして観覧人に示している。また二十六年には三高、同志社の競漕が催されているが、ボートを端艇^{ボート}と称している。

2. ラグビーについて 明治三十四年に慶応義塾の生徒が横浜のアマチュア倶楽部と対戦している。三十八年慶応義塾学生が日比谷公園でラグビー式フットボールを披露し、その際には高等師範学校はアソシエーション式を行っている。現在のサッカーをア式蹴球と云っている。四十四年、慶応と三高戦を行っている。

3. マラソンについて マラソンは、オリンピックに初参加した金栗氏のマラソンが初めてのことであり、オリンピックゲームが日本国民に知られると同時に四万二千九百九十五^{メートル}米を走る苦しいレースであることが知られた。その前に大阪毎日新聞主催の日本はじめてのマラソン競走が明治四十二年に行われている。神戸、大阪間二十^{マイル}哩の長距離を見事二時間十分五十四秒の記録で金子氏が走破した。キロメートルになおすと約三十二キロメートル位になる。当時の記録としては偉大なものと云えよう。オリンピック・ゲームと云う国際的な大きなゲームが後年昭和十五年に開催を日本に持ってきた基礎固めの第一歩といえるだろう。(昭和十五年の東京開催は第二次世界大戦のため開催不能となった)

4. 野球について 明治二十二年、鉄道技師平岡氏が滞米国中にベースボールを覚えて、それを自分一人の教授によって、ひろめ、ベースボールの先導者となられた。ここに本邦ベースボールの始めとなったのであるが、以後、第一高等中学、明治学院、三高、同志社、慶応、早稲田の諸学校が取り入れ、早稲田はアメリカに遠征している程に普及した。またアメリカのチームが明治四十一年に来日した日本チーム(大学)と対戦している。明治四十四年に第一高等学校校長、新渡戸氏が「野球は巾着切の遊戯」とし、ラグビーは英国人が行うもので、勇剛なものであると談話として発表し、これに対して天狗倶楽部が反発している。

外国より移入されたスポーツも、日本人の感覚からすると、○国人が好んで行うものと考えたり、日本の風土になじむものと、なじめないものがあつたように思われる。

結 文

明治時代の教育を、新聞記事でみる限り、非常に徳育又は訓育面を強く打ち出している。欽定憲法下の当時からすれば、もっともな成り行きではあるが、明治二十七、八年の日清役、明治三十七、八年の日露役の二大戦争によって、西欧諸国に追いつく事が、経済、政治、文化、宗教、教育等々の大きな使命であつたことが示されている。しかし、国の外に向つての政治、国の内に向つての政治が、国の外に向つての政治は、他国との比較において劣等的な地位であつたことによる焦りがあり、国の内に向つては、教育の充実をはかり、就学児童を増加させること、女子児童の就学率をのばすこと、師範学校を改革して、教員資質を充実させる。さらに普通学校において、徳育、体育に注意して智育に偏しないような教育の指針を与えている。幾度か出されている思想、風紀の取締りの訓令は、外国文化の移入にともなう欧風化を、権力によって抑圧しようとする表われであると考えられる。つぎに教育における体育についてみると、

本邦^(註11)最初の体育専門の教師養成機関である体操伝習所が明治十一年に設置されて以来、東京師範学校、高等師範学校、東京高等師範学校が設立され、また日本体育会体操学校、東京女子高等師範学校、東京女子体操音楽学校が次々と設置された。外国からの移入されたスポーツについては、種々あるが、野球、ボート、ラグビーフットボール、陸上競技のマラソンについて引用文献から挙げてみた。考察に示したように社会背景が、新しいスポーツに対して、なじめる、なじめないを定めていると考えられるし、もう一つの影響力は、教育機関である各学校の体育である。スポーツを学校体育の教材に取り入れたのは後年のことである。

引用文献

明治ニュース事典 毎日コミュニケーションズ出版部

昭和六十一年二月二十五日

引用頁 第三巻 七百三十一頁

第四巻 七百三十二頁、七百三十三頁、七百八十一頁

第五巻 七百五十五頁、七百七十八頁、七百八十頁、七百八十一頁

第六巻 七百七十八頁

第七巻 七百二十六頁、七百二十七頁、七百二十八頁、七百二十九頁、七百五十一頁

第八巻 七十二頁、七十三頁、七百三十八頁、七百三十九頁、七百六十八頁、七百六十九頁、七百七十頁、七百七十一頁、七百七十二頁、七百七十三頁、七百七十四頁、七百八十八頁、七百八十九頁

参考文献

日本体育史 今村喜雄 金子書房 昭和二十六年五月十五日

明治、大正国勢総覧 東洋経済新報社 昭和五十八年一月二十日

明治四十二年統計集誌 雄松堂 昭和五十年五月三十日

(註11) M5「小学教師教導場設立」の議、教育課程の内容17の1に養成。 M6東京師範学校。 M19高等師範学校。 M24日本体育会体操学校。 M34無試験検定制度。 M35東京女子体操音楽学校。 M35東京高等師範学校。 M38東京女子高等師範学校（2年毎に募集）
日本体育史